

○マスク・消毒液の流通ルートの確保の可能性について（薬剤師会）

現時点では、薬剤師会会員を通じて市内医療機関向け流通ルートを確認することは難しい。現在自局で販売する目的で仕入れているため。今後について、薬剤と同様に市の備蓄のためにという位置づけでマスク、消毒液についてもローリングストック方式を採用することで、災害時の対応が可能となる。

○市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）について市報へ掲載します。

○保健センターでの就学児への対応について

長期休暇期間、保健センターロビーでゲームをする就学児童がいる。健診事業での感染防止のため、子ども家庭支援センターと連携のうえ、自宅等に居られる児童は帰宅するように注意している。未就学児は、子ども家庭支援センターのひろばを利用することができる。

マスク等の提供の基本的な考え方

マスクは災害対策のために備蓄しているものである。市の業務継続のために緊急的に必要な対策として、窓口を主に担当する職員を優先としてマスクを提供する。

その他の支援としては、緊急性に鑑み、検討をしているが、今回医療機関に対しての一定の支援を行う。

1 今までのマスク提供状況

(1) 職員への対応（緊急対応第1回）

第3回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月25日）で職員からの飛沫感染を防止する目的で、今後2週間の緊急対応として、主に窓口対応が多い職場の下記14職場に優先的に各100枚の備蓄マスクを提供することを決定した。

提供した職場には、実際に窓口対応をする職員用として、1人1日1枚で使用すること、通勤時から自用のマスクを使用している人は、自分のものを使用することを厳守する旨、お知らせした。

記

広報秘書課（広聴係）、市民課、保険年金課、市民税課、資産税課、納税課、ごみ対策課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課（高齢福祉担当含む）、子育て支援課（子ども家庭支援センター含む）、保育課、図書館、公民館

(2) 医師会・歯科医師会への対応

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月2日）で当面の間、医師会・歯科医師会へ各1000枚の提供を決定した。

2 今後のマスクの提供方針

(1) 職員への対応（緊急対応第2回）

職員からの飛沫感染を防止する目的で、令和2年2月21日付け事務連絡において、各職場において3月2日から3月31日までのマスク及び消毒液の必要量（要望）調査を実施した。

調査内容は、マスクは、1人当たり1日1枚、消毒液については、各施設当たり1週間で1本を計上することとした。

調査結果を集計し、別紙のとおり、マスクを提供することとする。

提供にあたっては、下記のことを厳守することとする。

- ① マスクは、職員からの飛沫感染を防止する目的で窓口対応をする職員のために、提供するものであること。

- ② 提供するマスクを使用する場合は、1人1日1枚で、実際に窓口対応をする職員用として使用すること。
- ③ 原則、通勤時から自用のマスクを使用している人は、自分のものを使用すること。
- ④ 備蓄品からの提供であるため、業務継続のために使用することを理解して使用すること。
- ⑤ 上記項目を踏まえ、大事に使用すること。

3 今後の消毒液へ提供方針

備蓄数の関係からすべての要望課（施設も含む）に配布できる状況にないことから、本庁舎及び第二庁舎の入口（各2箇所）に設置し、なくなり次第補充する。

手洗い及びうがいを実施することにより、職員からの感染を防止する。

マスク配布数

部	課	マスク	備考	受領印
企画財政部	企画政策課	50		
	財政課	100		
	広報秘書課	100		
	情報システム課	0		
総務部	総務課	50		
	地域安全課	50		
	職員課	50		
	管財課	100		
市民部	市民課	500		
	コミュニティ文化課	800	50枚×16施設	
	経済課	150		
	保険年金課	250		
	市民税課	600		
	資産税課	200		
	納税課	300		
環境部	環境政策課	150		
	ごみ対策課	50		
	下水道課	150		
福祉保健部	地域福祉課	500		
	自立生活支援課	200		
	介護福祉課	950	100枚×5施設+担当課	
	健康課	350		
都市整備部	都市計画課	100		
	まちづくり推進課	150		
	道路管理課	150		
	建築営繕課	50		
	交通対策課	100		
	区画整理課	50		
会計	会計課	50		
子ども家庭部	子育て支援課	300		
	保育課	6,600	63園+担当課	
	児童青少年課	1,400	100枚×13施設+担当課	
学校教育部	庶務課	150		
	学務課	150		
	指導室	250	50枚×4施設+担当課	
生涯学習部	生涯学習課	700	100枚×6施設+担当課	
	図書館	500	100枚×5施設	
	公民館	500	100枚×5施設	
議会	議会事務局	200		
監査	監査委員事務局	50		
選挙	選挙管理委員会	50		

生涯学習部所管の社会教育施設の臨時休館について

- 2月26日 内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、延期または規模を縮小するよう要請があった。
都総務局は、今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、感染拡大防止に向けて集中的取組を示す。
- 2月27日 内閣総理大臣は、全国全ての小中高、特別支援学校に3月2日から春休みまで臨時休校を要請
- 2月28日 市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）
国及び都の動向を踏まえ、改めて市及び関係団体が実施するイベント、行事及び会議の中止・延期等の基準について示した。
考慮する基準として、不特定多数の人が集まるもの、イベント等の会場が閉鎖空間であり、参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触する等の状況が想定されるもの、飲食の提供があるもの等に該当する場合は、原則中止又は延期することとし、関係団体に基準に準じた対応を要請した。

現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられることから、市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市の所管する施設もこの基準に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、不特定の方が来場する市の施設について、一定の期間、臨時休館することとする。なお、期間については、東京都の緊急対策期間と合わせ、おおよそ3月15日までとする。

【対象施設】

施設名	期間	対応
総合体育館	3月6日～3月17日	休館（一部3/3～）
栗山公園健康運動センター	3月6日～3月17日	休館（一部3/2～）
図書館本館	3月7日～3月15日	休館（予約貸し出しのための臨時窓口は開設）
緑、東、貫井北分館	3月6日～3月16日	
公民館	3月6日～3月15日	新規の貸し出しを中止
文化財センター	3月6日～3月15日	休館

※屋外施設である上水公園運動施設、市テニスコートは屋外施設のため休館しない。

令和2年3月3日
対策本部資料

事務連絡
令和2年 月 日

学校施設利用団体の皆様

小金井市教育委員会生涯学習部
オリンピック・パラリンピック兼
スポーツ振興担当課長 内田 雄介
(公印省略)

令和2年3月の学校施設の開放中止について

平素から、スポーツ振興に御理解・御協力いただきありがとうございます。

本市におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とし、令和2年2月28日付けで別紙のとおり市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについての方針を定め、また、教育委員会においては、子どもの健康を第一に、市立小・中学校において令和2年3月2日(月)から春休み開始までの間、臨時休校とすることを決定いたしました。

このような状況を鑑み、学校施設の開放につきましても、下記のとおり開放を中止することといたしました。

利用団体の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、御理解・御協力いただけますようお願いいたします。

記

1 開放中止期間

令和2年3月2日(月)から令和2年3月25日(水)まで

2 その他

- (1) 開放中止期間は現時点での予定であり、今後の社会状況等によっては延長となる可能性がございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 開放期間延長となった場合は、別途御連絡連絡させていただきます。

【問合せ先】

小金井市教育委員会
生涯学習部生涯学習課スポーツ振興係
電話 042-386-2462

令和2年2月28日

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）

新型コロナウイルスによる感染症が国内複数地域で発生している状況において、令和2年2月26日、内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、中止、延期又は規模の縮小をするよう要請が行われたところである。

小金井市では、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止についての対策を推し進めてきたところであるが、国及び都の動向を踏まえ、改めて市及び関係団体（市の後援又は補助金等を受けて事業を実施する団体。以下同じ。）が実施するイベント、行事及び会議（以下「イベント等」という。）の中止・延期等の基準について協議し、次のとおり定めることとした。

（考慮すべき基準）

- 1 市及び関係団体が実施するイベント等のうち、不特定多数の人が集まるもの
- 2 イベント等の対象者に高齢者、基礎疾患のある者、妊婦及び子どもが含まれるもの
- 3 イベント等の会場が閉鎖空間であり、又は参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触する等の状況が想定されるもの
- 4 イベント等の会場で、飲食の提供があるもの
- 5 イベント等の対象者に医療従事者など市民の救命救急に関わる者が含まれるもの

現在、都内では感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の基準のいずれかに該当する場合は、市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市が実施するイベント等は、令和2年3月31日までの間、原則中止又は延期とする。関係団体には、考慮すべき基準に準じた対応を要請する。

なお、この取扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。

令和2年3月3日
対策本部資料

関係団体への通知メール文面

件名：

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたイベント等の取扱いについて

文面：

小金井市スポーツ関係団体 各位

件名の件につきまして、小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部において、「市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）」が定められました。市主催事業及びイベントの中止又は延期を決定した場合には、今後、速やかに関係団体にご連絡いたします。

なお、関係団体（市の後援又は補助金等を受けて事業を実施する団体）が主催するイベント、行事及び会議の実施にあたっては、別添の（考慮すべき基準）に準じ、中止又は延期等の判断を行っていただくようお願いいたします。

また、市職員の新型コロナウイルスに関する対応についての取り組み内容について、別添のとおり情報提供いたしますので、ご参照ください。

令和2年2月28日

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）

新型コロナウイルスによる感染症が国内複数地域で発生している状況において、令和2年2月26日、内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、中止、延期又は規模の縮小をするよう要請が行われたところである。

小金井市では、令和2年2月20日に新型コロナ感染症対策本部を設置し、感染拡大防止についての対策を推し進めてきたところであるが、国及び都の動向を踏まえ、改めて市及び関係団体（市の後援又は補助金等を受けて事業を実施する団体。以下同じ。）が実施するイベント、行事及び会議（以下「イベント等」という。）の中止・延期等の基準について協議し、次のとおり定めることとした。

（考慮すべき基準）

- 1 市及び関係団体が実施するイベント等のうち、不特定多数の人が集まるもの
- 2 イベント等の対象者に高齢者、基礎疾患のある者、妊婦及び子どもが含まれるもの
- 3 イベント等の会場が閉鎖空間であり、又は参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触する等の状況が想定されるもの
- 4 イベント等の会場で、飲食の提供があるもの
- 5 イベント等の対象者に医療従事者など市民の救命救急に関わる者が含まれるもの

現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の基準のいずれかに該当する場合は、市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市が実施するイベント等は、令和2年3月31日までの間、原則中止又は延期とする。関係団体には、考慮すべき基準に準じた対応を要請する。

なお、この取扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。

参考

事務連絡
令和2年2月25日

(宛先) 所属長

新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 西岡 真一郎
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、感染をできる限り抑えることが重要となっています。

職員におかれては、感染拡大防止のため、下記の点について取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 手洗い、うがい、咳エチケットを徹底すること
- 2 窓口対応する職員においては、市民に対する飛沫感染対策として、マスクを着用すること
- 3 所属長は日常的に職員の健康状況を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること
特に、風邪の症状や37.5度以上の発熱及び強いだるさや息苦しさを感している場合には速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること
- 4 出張や会議の開催については、その必要性を精査し、中止又は延期を検討すること
なお、実施する場合も回数・人数を抑制すること

地域安全課地域安全係 穉山・大関
内線：2417
外線：042-387-9806

令和2年3月2日
自立生活支援課

新型コロナウイルス感染症関係・特別支援学校の運行状況について

スクールバスの運行状況について

- 1 小金井特別支援学校
通常運行
全校164名中、30名程度が通学している。弁当持参。
- 2 小平特別支援学校
運行しているが、すべてかは確認できないとのこと（電話に出た方。）管理職打合せ中のため、確認できず。
- 3 田無特別支援学校
運行しているが、状況は確認できないとのこと（電話に出た方。）管理職打合せ中のため、確認できず。
全校154名中、各学年（高校1年から高校3年まで）15名程度出席しているとのこと（電話に出た方からの情報）。
- 4 府中けやきの森学園
運行していない。状況によっては、運行する場合あり。今のところ相談はない。

令和2年3月2日
自立生活支援課

新型コロナウイルス感染症関係・特別支援学校関係
(小金井特別支援学校追加)

- 1 小金井特別支援学校
小金井市から53名通学
小学生 36名
中学生 17名
(放課後デイサービスに通園あり)

- 2 小平特別支援学校
小金井市から7名通学
小学生 4名 (全員放課後デイサービスに通園)
中学生 1名 (全員放課後デイサービスに通園)
高校生 2名 (1名が放課後デイサービスに通園)

- 3 田無特別支援学校
小金井市から22名通学
高校1年 9名
高校2年 7名
高校3年 6名
(小金井市内の放課後デイサービスに20名が通園している。)

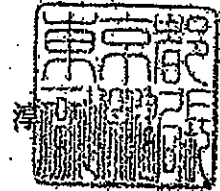
- 4 府中けやきの森学園
小金井市から5名通学
小学生 3名 (全員放課後デイサービスに通園)
中学生 2名 (全員放課後デイサービスに通園)



31 福保高施第2608号
令和2年2月28日

厚生労働省老健局長
大島 一博 様

東京都福祉保健局長
内藤



高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症については、これまでも都内の施設・事業所に対し、対応を徹底するよう求めてきたところですが、2月22日には都内の施設職員の感染が確認されるなど、今後も患者の発生や更なる拡大が危惧されます。

特に、重症化しやすい高齢者が利用している施設・事業所においては、万全の対応を期す必要があり、国におかれましては、国民の安全、安心の確保や、区市町村、施設・事業所での円滑な対応に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

記

- 1 マスクやアルコール消毒薬等、施設等の感染予防に資する衛生資材の不足が解消するよう、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、高齢者施設等に必要な資材が供給されるよう、安定的な流通に万全を期すこと
- 2 今後、新型コロナウイルス感染症への対策を行う際は、自治体や施設等の状況を踏まえたものとする。また、その際は、速やかに情報提供すること

都としては、感染拡大防止に向け、施設等の事業者、区市町村、国と連携し、今後も対策に万全を尽くしてまいります。

小金井市長 西岡真一郎 様
小金井市教育長 大熊雅士 様

2020年3月3日(火)

市立小・中学校一斉臨時休校への対応に関する申し入れ

日本共産党小金井市議団
小金井をおもしろくする会
情報公開こがねい
生活者ネットワーク
市民といっしょにカエル会
緑・つながる小金井

2月28日金曜日、小金井市および小金井市教育委員会は、国の要請および東京都からの依頼にもとづき、3月2日月曜日から春休みまでの間、市立小・中学校を一斉に臨時休校とする決定をしました。今後1～2週間が国内での感染拡大を防ぐために極めて重要な時期であることは理解するものの、あまりにも突然の対応に子どもや保護者をはじめ学校現場のみならず、社会的な影響は小金井市内においても計り知れません。一斉休校による子どもや保護者のストレスの増加、「見えない虐待」への懸念も専門家などから指摘されております。当市の対応決定と実施までの時間が短く、休校措置にあたって配慮が欠けている点があるため、小金井市議会6会派として、市の一斉臨時休校の対応に関する課題の改善を求め、以下の点を要望いたします。

- 学童保育の入所要件を満たさないパート・アルバイト・内職をされているご家庭も多く、休業または児童が1人で留守番をせざるを得ない環境に追いやられることを避けるため、学童以外の低学年児童でも午前中の学校施設の受け入れについて柔軟に対応すること
- 春休みまでの間、希望する児童への学校給食提供も検討すること
- 11:30以降の学童保育の時間帯において、学童児童に対し、平時利用と同様に校庭利用を可能とすること（雨天時に体育館を使用とすること）
- 何らかの困りごとがあるご家庭・児童・生徒に寄り添い、相談窓口を置くなど、必要な支援をおこなうこと
- この異例事態にあたり、市が把握している子どもへの支援活動をしている団体等へ、平日の生徒・児童に関する見守り協力の依頼を検討すること
- 小金井市内の感染状況や困難を把握し、国内および周辺自治体での感染状況を鑑みたくうえで、2週間を目処に、一斉休校の解除を検討すること。休校解除しても、社会全体に感染の恐れがまだ強い間は、不安を感じる家庭は自宅待機も認め、欠席扱いにしないこと。また、その可能性を事前に保護者へ周知しておくこと
- 市の対策本部で決定した事項は、市のHPで速やかに市民全体にお知らせし、議会事務局を通じて市議会にも共有すること

以上、申し入れます。

新型コロナウイルスの市内発生に伴う鎌倉市役所の業務について（概要）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、当面の間（①の業務については3月6日（金）まで、②の業務については3月31日（火）まで）、一部業務を縮小いたします。極力来庁を避け、電話・メールでのお問合せ、手続きをお願いいたします。なお、従来通り継続する業務においても一部窓口の縮小や受付時間を短縮するなどの措置をとるものもありますので、予め電話等で確認をお願いします。

① 市民生活に支障が生じないよう従来通り継続する業務

（感染防止対策を講じつつ、規模を縮小するなどして継続します。）

- ・住民票、戸籍謄本、課税証明等、各種証明書発行業務、課税・収納業務、国保保険証交付、医療費給付
- ・生活保護新規申請相談業務、生活保護受給者例月支給事務、医療券等発行等
- ・母子健康手帳事務、妊産婦検診費助成申請、予防接種費用償還払い
- ・相談業務（市民相談、福祉総合相談窓口、消費生活相談、法律相談、女性相談、虐待相談、こどもと家庭の相談室、教育相談、いじめ相談）
- ・ごみ・し尿の収集処理、狂犬病予防接種、野生鳥獣の保護及び捕獲、公衆トイレの清掃
- ・建築基準法及び開発事業関連手続き、建築概要書・開発登録簿等の閲覧・交付
- ・史跡の現状変更、埋蔵文化財包蔵地関連の手続き
- ・がけ崩れ等緊急を要する事業、予防対策に係る相談事業
- ・道路、下水、公園、市営住宅等の維持管理及び、占用・使用に伴う諸手続き
- ・保育料収納、私立幼稚園及び保護者への補助金支払い、児童手当・児童扶養手当、小児医療費助成等の業務
- ・就学援助費や高校援助金の保護者への給付、指定校変更等の手続き
- ・消防・救急業務
- ・ふるさと寄付に係る寄附者からの各種問い合わせ業務
- ・出納事務、会計事務全般

② 中止・中断・延期する業務

- ・各種イベント（講座、施設公開、表彰式等含）、説明会、地域支援業務（支所）等
- ・立入調査、巡回指導、訪問支援等
- ・各種審議会等
- ・行政資料コーナー（本庁舎3階）

課	係	分類	所管事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	各課 チェック
---	---	----	------	------------------------------------	------------

企画財政部

			<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応に関する事 ・広報等情報提供、集約に関する事 ・情報の収集、伝達及び処理に関する事 ・新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事 ・庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関する事 ・写真等による情報の収集及び記録に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 	S	
企画政策課	企画政策係	通常業務	1 市政の基本的施策の企画に関する事	C	
			2 長期総合計画の策定及び業務の総合調整に関する事	C	
			3 主要業務の進行管理に関する事	C	
			4 庁議に関する事	A	
			5 政策に係る調査及び研究に関する事	C	
			6 各部調整会議に関する事	B	
			7 行政委員会との連絡調整に関する事	B	
			8 特命事項の調査研究に関する事	C	
			9 行財政改革に関する事	C	
			10 行背評価に関する事	C	
			11 定数管理に関する事	C	
			12 行政組織及び権限に関する事	C	
			13 事務改善に関する事	C	
			14 新たな庁舎に関する事	C	B
			15 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく大綱に関する事	C	
			16 総合教育会議に関する事	C	
			17 公共施設等総合管理計画に関する事	C	
			18 部内の事務事業の調整に関する事	C	
			19 部課内の庶務に関する事	B	
男女共同参画室	通常業務	1 行動計画に関する事	C		
		2 男女共同参画の推進及び啓発に関する事	C		
		3 配偶者等からの暴力による被害者の支援に関する事	A		
		4 男女平等苦情処理に関する事	B		
		5 緊急一時保護施設運営費補助金等に関する事	C		
		6 女性総合相談に関する事	B		
財政課	財政係	通常業務	1 財政計画に関する事	C	
			2 予算の編成及び執行管理に関する事	A	
			3 決算に関する事	B	
			4 市債、地方交付税等に関する事	C	B
			5 補助金等に関する事	B	
			6 財政事情の公表に関する事	C	
			7 指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する事	C	
			8 収益事業に関する事	C	B
			9 課内の庶務に関する事	B	
広報秘書課	広報係	通常業務	1 市に関する情報提供に関する事	C	
			2 市報こがねの作成・発行等に関する事	B	
			3 記者会見及びプレスリリースに関する事	A	
			4 広報掲示板の整備等に関する事	C	
			5 課内の庶務に関する事	B	
	広聴係	通常業務	1 広聴活動の企画及び連絡調整に関する事	C	
			2 市民の要望、陳情、苦情等に関する事	C	B
			3 市民相談及び各種専門相談に関する事	C	
			4 人権擁護委員及び行政相談委員に関する事	C	
			5 庁内案内に関する事	C	
			6 平和事業に関する事	C	
			7 人権施策の啓発及び総合調整に関する事	C	
			8 町会及び自治会に関する事	C	

課	係	分類	所管事務	区分 S：新規 A：継続 B：縮小 C：休止	各課 チェック
	秘書係	通常業務	1 市長及び副市長の秘書に関する事	A	
			2 儀式、褒賞及び表彰に関する事	C	
			3 市長会等に関する事	B	
情報システム課	情報システム係	通常業務	1 情報処理システムの企画及び総合調整に関する事	B	
			2 情報処理システムの管理及び運用に関する事	A	
			3 情報処理システムによる地域情報化に関する事	A	
			4 課内の庶務に関する事	B	

総務部

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都等との連絡調整等に関すること（危機管理部門に限る。） ・ 市民の安全、安心に関すること・市庁舎の来庁者等に関すること ・ 公共施設の感染予防等に関すること ・ 職員の感染予防等及び予防接種（特定接種に限る。）に関すること ・ 社会活動及び事業活動の自粛要請又は指示に関すること ・ 食糧、生活必需品等の確保に関すること ・ 生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること ・ 車両の調達に関すること ・ 市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関すること ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S	
総務課	庶務係	1 通常	行政区域及び町区域の変更にすること	C	
		2 業務	庁内の秩序保持に関すること	B	

	文書系		
	通常業務		
3	行政手続に関すること	B	
4	事務報告に関すること	C	
5	自衛官の募集に関すること	C	
6	東京市町村総合事務組合に関すること	C	
7	市勢統計調査に関すること	C	
8	国勢調査、委託統計その他統計調査に関すること	B	
9	統計情報の収集及び分析に関すること	C	
10	公印に関すること	B	
11	部内の事務事業の調整に関すること	B	
12	部課内の庶務に関すること	B	
1	例規等の制定、改廃に関すること	C	
2	政策法務に関すること	C	
3	例規類集に関すること	C	
4	公告式に関すること	B	
5	議会の招集手続及び議会との連絡に関すること	B	
6	文書の收受、発送及び回議に関すること	B	
7	文書の審査に関すること	C	
8	印刷に関すること	B	
9	文書作成等の事務機器に関すること	C	
10	過年度文書の整理保存に関すること	C	
11	不服申立て、賠償（車両に関するものを除く。）及び調停に関すること	A	
12	訴訟に関すること	A	

		13	行政運営に係る法的相談に関する事	C	
		14	固定資産評価審査委員会に関する事	B	
情報公開関係	通常	1	市政資料の収集及び管理に関する事	C	
	業務	2	個人情報保護及び情報公開に関する事	B	

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> ・国、都等との連絡調整等に関すること（危機管理部門に限る。） ・市民の安全、安心に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S	
地域安 全課	地域安 全係	通常 業務	1 地域の安全に関すること 2 国民保護に関すること	B A	
			3 国民保護協議会に関すること	B→C	
			4 課内の庶務に関すること	B→C	
	防災消 防係	通常 業務	1 防災計画及び災害対策に関すること	B	防災計画はC、災害対策はA
			2 防災会議に関すること	B→C	
			3 防災行政無線に関すること	A→C	
			4 消防に関すること	B	
			5 消防団に関すること	B	
			6 危機管理の総合調整に関すること	C	

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務					
職員課	人事研 修係	通常 業務	1 職員及び再任用職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること 2 職員及び再任用職員の配置に関すること 3 職員団体に関すること 4 東京都市公平委員会に関すること 5 各種委員の任命及び委嘱に関すること 6 臨時職員の雇用に関すること 7 職員研修に関すること 8 人材育成に関すること 9 庁内報に関すること 10 課内の庶務に関すること	B⇒A B⇒C B⇒C B⇒A B⇒C B⇒A C C C B	懲戒のみB⇒C
給与 生係	給与厚 生係	通常 業務	1 職員の給与、各種委員の報酬及び費用弁償に関すること 2 職員の共済組合に関すること 3 職員の労働安全衛生に関すること	B⇒A B⇒A B⇒A	

課 課長	係 正規・非常 勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務					
管財課	財産管理係	通常業務	1 市有財産の取得（土地を除く。）、処分及び登記（土地の取得を除く。）に関すること	B	
			2 普通財産の管理に関すること	B	
			3 市有財産の総合調整に関すること	B	
			4 市有財産に係る貸付け、土地、建物の借受け及び売払いの契約等に関すること	B	
			5 不動産価格審査会に関すること	B	
			6 物品の売払いに関すること	B	
			7 庁舎の建物管理に関すること	B	
			8 庁内の電話及び清掃業務に関すること	A	
			9 庁内の防火管理に関すること	B	
			10 庁用車両の総括管理に関すること	A	
			11 共用車、貸出車に関すること	B	
			12 庁用車両の事故に伴う和解及び賠償に関すること	A	
			13 寄附の受領に関すること（他の課に属するものを除く。）	B→C	
			14 市有建物の集中管理に関すること	A	

		15	施設管理業務の総括及び連絡調整に関すること	A	
		16	庁内の駐車管理に関すること	A	
		17	課内の庶務に関すること	B	
契約係	通常業務	1	工事又は物品の製造の請負契約に関すること	B	
		2	測量、設計等の委託契約に関すること	B	
		3	物品の買入れ、物件の借入れ又はその他の供給契約（市有財産等に係るもの及び物品の売払いに係る契約を除く。）に関すること	B	
		4	指名業者選定等委員会に関すること	B	
検査係	通常業務	1	工事請負契約に係る検査（工事請負単価契約及び業務委託に基づく検査を除く。）に関すること	B	
		2	物品（支給材料）購入契約に係る検査に関すること	B	
		3	その他工事検査に係る調査、研究に関すること	C	

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務	会計係	通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関すること 	S	
会計課			1 現金の出納及び保管に関すること	A	
			2 有価証券の出納及び保管に関すること	A	現状有価証券による運用は行っていない
			3 小切手の振出しに関すること	A	
			4 決算の調製及び提出に関すること	A	6月～8月（自治法第233条）
			5 収入及び支出の審査及び確認に関すること	A	
			6 指定金融機関及び収納代理金融機関に関すること（指定に係る事務を除く。）。	C	
			7 会計事務の調査及び研究に関すること	C	
			8 物品の出納及び保管に関すること	A	
			9 財産の記録管理に関すること	A	財政公表（自治法243条の3）及び決算調整時期
			10 課内の庶務に関すること	B	

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務					
監査委 員事務 局①	監査係 ②	通常 業務 ②	・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S	
			1 公印に関すること	B	
			2 公告式に関すること	B	
			3 監査委員に関すること	B	
			4 文書の收受、発送、編さん及び整理保存に関すること	B (A)	※ 地方自治法関係監査請求の受付のみ=A
			5 事務局の予算及び経理に関すること	B	
			6 事務局の物品管理に関すること	C (B)	※ 需用費の予算執行に係る物品管理(出納)事務その他契約事務は休止可能(3月末まで)
			7 事務局職員の人事及び服務に関すること	B	
			8 監査日誌に関すること	C	
			9 監査、検査、決算審査等の実施に関すること	B (A)	※ 例月現金出納検査は法定検査のためA
			10 関係法規の調査に関すること	C	
			11 監査等の報告書類の作成及び整備保存に関すること	B (C)	※ 3月末日までであれば休止可能
			12 監査資料の調査に関すること(監査、検査、決算審査等の事前調査・資料収集)	B	
			13 監査事務の研修に関すること	C	

C

	14	その他監査事務に関すること		B	
--	----	---------------	--	---	--

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
選挙管理委員会事務局（令和2年3、4月対応）					
新たに発生する業務			・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S	
	1		公告式に関すること	A	
	2		公印の保管に関すること	B	
	3		委員会の会議、会議録の調製及び保管に関すること（選挙管理委員会の開催）	A	
	4		規則、規程の制定、改廃に関すること	B⇒C	3月、4月に行うものはない。
	5		人事に関すること	B	
	6		予算の経理及び物品の出納保管に関すること	B	
	7		文書の収受発送及び編さん保存に関すること	B	
	8		選挙常時啓発及び各種選挙に伴う臨時啓発に関すること	B⇒C	さくら祭りが中止となったことから3、4月で行う啓発はない。6、7月都知事選挙発あり 令和2年度改選に伴い4月会議開催予定
	9	通常勤務	③	明るい選挙推進協議会及び明るい選挙推進委員との連絡に関すること	B
10	②		検察審査員候補者選定に関すること	B⇒C	毎年9月に行うため、3、4月には行わない

①									
11	全国市区選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部及び東京都市選挙管理委員会連合会に関すること					B		会議が行われる	
12	各種選挙の管理執行に関すること					A		7月に都知事選があり、4月に会議が行われる	
13	選挙人名簿に関すること					A		出向時申請、名簿は閲覧させなければならない	
14	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に関すること					B			
15	選挙争訟に関すること					A		市長選挙の無効について都に審査申立て中	
16	直接請求に関すること					A		請求があれば対応しなければならない	
17	選挙に関する記録、統計及び調査に関すること					B			
18	政党及び政治団体に関すること					B			
19	その他、選挙、投票及び庶務に関すること					B		年度末、年度当初庶務多忙7月都知事契約等	

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> ・火葬、埋葬の許可等に関する事 ・地域団体、関係団体等との連絡調整に関する事 ・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事 ・企業、農業団体等との連絡調整に関する事 ・文化施設の感染予防等に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・新型コロナウイルス等の発生時における他の部の応援に関する事 	S	
市民課 ①	市民係 ②③	通常 業務 ⑫	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳に関する届書の受理に関する事 2 住民基本台帳の整備保管に関する事 3 住民基本台帳の統計に関する事 4 戸籍の謄抄本又は全部もしくは一部に関する証明、住民票の写し、町名変更、身分証明その他諸証明に関する事 5 印鑑登録及び証明に関する事 6 市民税課で賦課決定した課税・非課税証明書並びに納税課で収納確認した個人市民税・都民税及び軽自動車税に係る納税証明書の発行に関する事 7 事務処理手数料の収納に関する事 8 住居表示に関する事 	A A B A A B A A	委託業務

		9 電話窓口に関すること	B	
		10 外国人住民の住居地届出及び特別永住者証明書に関すること	A	
		11 自動車臨時運行許可に関すること	A	
		12 部内の事務事業の調整に関すること	B	
		13 部課内の庶務に関すること	B	
戸籍係 ⑤	通常 業務 ③	1 戸籍に関する届けの受理に関すること	A	
		2 死産届に関すること	A	
		3 火(埋)葬許可及び改葬許可に関すること	A	
		4 戸籍簿、犯罪人名簿等の整備保管に関すること	B	
		5 人口動態調査に関すること	B	
		6 市民葬儀に関すること	A	
コミュ ニティ 文化課 ①	文化推 進係 ⑥ うち② は学芸 員	1 文化行政の調査、研究及び計画に関すること	C	
		2 文化情報に関すること(後援等団体への補助に関することを含む)	B	
		3 国際化行政の調査研究及び計画に関すること	C	
		4 音楽、演劇、美術その他芸術、文化の総合計画及びその奨励に関する こと	C	
		5 市民交流センターに関すること	C	
		6 小金井市立はけの森美術館に関すること	C	
		7 民間非営利活動団体(NPO)等に関すること	C	
		8 友好都市及び都市間交流に関すること(市民団体への補助に関するこ とを含む)	B	
		9 協働の推進に関すること	C	
		10 課内の庶務に関すること	B	
集会施 設係	通常 業務	1 市民会館、東小金井駅開設記念会館、前原暫定集会施設、婦人会館そ の他の集会所の使用承認に関すること	C	

③	②	2	市民会館、東小金井駅開設記念会館、前原暫定集会施設、婦人会館その他の集会所の管理運営に関すること	C	
		3	市民会館、東小金井駅開設記念会館、前原暫定集会施設、婦人会館その他の集会所の使用料その他の収納及び還付に関すること	B	
①	経済課	4	集会施設の計画及び設置に関すること	C	
		5	民間集会施設等の助成に関すること	B	
		1	商工業の振興発展に関すること（補助事業等含む）	B	
		2	東小金井事業創造センターに関すること	C	
		3	事業資金融資に関すること	B	
		4	農業振興に関すること（補助事業含む）	B	
		5	市民農園及び高齢者農園に関すること	C	
		6	勤労者福祉に関すること（補助事業含む）	B	
		7	観光の振興に関すること（補助事業含む）	B	
		8	課内の庶務に関すること	B	
②	消費生活係	1	消費生活動向の把握に関すること	C	
		2	消費生活の相談、指導及び情報の収集に関すること	B	
		3	消費者団体の指導、育成及び連絡調整に関すること	C	
		4	公衆浴場の補助金に関すること	B	
		5	計量器検査に関すること	C	
①	保険年金課	1	国民健康保険運営協議会に関すること	C	
		2	国民健康保険特別会計予算の編成及び執行管理に関すること	B	
		3	国民健康保険の資格に関すること	A	
		4	国民健康保険税の賦課に関すること	B	
		5	国民健康保険の給付に関すること	B	
		6	保健事業に関すること	B	
		7	日雇労働者健康保険に関すること	A	

		8 高額療養費等の貸付けに関すること	A
		9 各種月報及び統計に関すること（国庫補助の申請等含む）	B
		10 課内の庶務に関すること	B
高齢者 医療係 ④	通常 業務 ③	1 後期高齢者医療特別会計予算の編成及び執行管理に関すること	B
		2 後期高齢者医療に関すること	B
		3 老人保健医療に関すること	C
国民年 金係 ⑤	通常 業務 ③	1 国民年金事務に関すること	B
市民税 課 ①	諸税係 ④	1 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税の課税に関すること	B
		2 課税台帳の整備保管に関すること	B
		3 市（都）民税の課税証明の交付及び手数料の収納に関すること	B
		4 市（都）民税、軽自動車税の減免に関すること	B
		5 税務統計、報告に関すること	B
		6 部課内の庶務及び税部門（国民健康保険税の賦課を除く。）の連絡調整に関すること	B
市民税 係 ⑫	通常 業務 ⑦	1 個人市（都）民税の課税に関すること	B
		2 課税台帳の整備保管に関すること	B
資産税 課 ①	家屋係 ⑬	1 家屋、償却資産に係る固定資産税、都市計画税の評価及び課税に関すること	B
		2 家屋、償却資産に係る課税台帳等の整備保管に関すること	B
		3 固定資産税、都市計画税の諸証明の交付、閲覧及び住宅用家屋証明の交付並びに手数料の収納に関すること	B
		4 固定資産税、都市計画税の減免に関すること	B
		5 固定資産税、都市計画税に係る統計、報告に関すること	B

納税課 ①	管理係 ⑪	土地係 ⑥	6 課内の庶務に関すること	B	
			1 土地に係る固定資産税、都市計画税の評価及び課税に関すること	B	
			2 土地に係る課税台帳、公図等の整備保管に関すること	B	
			3 特別土地保有税の課税に関すること	B	
			4 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること	B	
			1 収納整理簿及び滞納繰越整理表の整理保管に関すること	B	
			2 過誤納金の還付及び充当に関すること	B	
			3 督促状の発行及び公示に関すること	B	
			4 市税の徴収実績に関すること	B	
			5 口座振替に関すること	B	
納税係 ⑭	通常 業務 ⑧	通常 業務 ⑧	6 納税の指導に関すること	B	
			7 納税証明の交付及び手数料の収納に関すること	B	
			8 課内の庶務に関すること	B	
			1 市税の徴収に関すること	B	
			2 延滞金の徴収に関すること	B	
			3 徴収猶予に関すること	B	
			4 滞納処分に関すること	B	
			5 滞納処分の停止及び不能欠損に関すること	B	
			6 徴収金の嘱託及び受託に関すること	B→C	修正

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
環境部					
環境政 策課	環境係	通常 業務	新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に関すること ・下水道機能の維持に関すること ・新型コロナウイルス感染症等の発生時における他の部の応援に関すること 	S
				1 環境行政の総合的な対策に関すること	C
				2 環境基本計画に関すること	C
				3 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画に関すること	C
				4 公害対策の企画、調査及び連絡調整に関すること	C
				5 公害関係法令に基づく届出の受理、勧告、命令等に関すること	B ⇨ C
				6 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等）防止の指導及び相談に関すること	B ⇨ C
				7 環境影響評価に係る意見の表明及び情報の提供に関すること	C
				8 公害等の苦情処理に関すること	B
				9 ねずみ、こん虫等の駆除及び害虫等の防除に関すること	B
				10 空き地の管理の適正化に関すること	C
11 墓地等の経営の許可等に関すること	B ⇨ C				



		12 小金井市環境配慮住宅型研修施設の使用承認及び管理運営に関するこ と	C	閉鎖する。
		13 部内の事務事業の調整に関すること	B	
		14 部課内の庶務に関すること	B	
緑と公 園係	通常 業務	1 緑化推進並びに緑地の保全及び緑化計画に関すること	C	
		2 自然の保護及び回復に関すること	C	
		3 緑化の相談、指導及び助成に関すること	C	
		4 道路、公園その他公共施設の緑化計画の調整に関すること	C	
		5 公園及び緑地の計画に関すること	C	
		6 公園及び緑地の設計、工事、監督並びに維持管理に関すること	B	段階的に休止をする。
		7 生産緑地（都市計画の変更を除く。）に関すること	C	
		8 係内の庶務に関すること	B	
ごみ対 策課	減量推 進係	1 ごみ減量及び資源化の啓発に関すること	B ⇨ C	
		2 廃棄物の収集、運搬及び終末処分の基本計画の策定に関すること	B ⇨ C	
		3 法令等に定める指導監督及び許認可に関すること	A	状況によって休止
		4 廃棄物処理手数料に関すること	A	状況によって減免
		5 湖南衛生組合に関すること	A	施設運営は委託。
		6 東京たまた広域資源循環組合に関すること	A	施設運営は、委託。収集は、委託
		7 小金井市廃棄物減量等推進審議会に関すること	C	
		8 清掃事業の企画及び調査に関すること	B ⇨ C	
		9 二枚橋焼却場跡地に関すること	B ⇨ C	
		10 浅川清流環境組合に関すること	A	組合との協議。
		11 焼却施設に関すること	A	施設運営は、委託

清掃係	通常業務	12	課内の庶務に関すること	B	
		1	清掃作業計画に関すること	B	
		2	し尿の収集及び運搬に関すること	A	収集は許可業者。民間業者と災害時協定あり。
		3	浄化槽の清掃に関すること	A ⇨ C	
		4	ごみ、資源の収集、運搬に関すること	A	別紙のとおり。
		5	犬、猫等の死体収集に関すること	A	処理先との協議。
		6	粗大ごみの収集、運搬に関すること	A	別紙のとおり。
		7	不法投棄物の収集に関すること	A	段階的に休止をする。
		8	街の美化に関すること	C	
		9	ごみゼロ化推進員に関すること	C	
		10	所管する車両の安全運転管理及び事故に伴う報告に関すること	A ⇨ C	
		11	清掃業務車両の管理に関すること	A ⇨ C	
		12	集団回収事業に関すること	B ⇨ C	
		13	ごみ、資源の分別及びごみ減量の指導に関すること	A	
		14	ごみの発生抑制事業に関すること	B	
15	事業系ごみ対策に関すること	B			
施設係	通常業務	1	中間処理場の運営管理に関すること	A	
		2	還元施設の維持管理に関すること	C	
下水道課	業務設備係	1	下水道事業受益者負担金に関すること	C	
		2	下水道使用料に関すること	A	状況によって減免
		3	流域下水道に関すること	A	
		4	下水道の使用開始及び中止に関すること	B	段階的に休止をする。
		5	下水道事業の実態調査に関すること	C	

工務維持係	通常業務	6	下水道事業会計予算の編成及び執行管理に関すること	B	
		7	河川改修及び治水対策協議会等の連絡調整に関すること	C	
		8	水洗化の普及及び促進に関すること	C	
		9	排水設備工事の受付、設計審査及び検査に関すること	B	段階的に休止をする。
		10	除害施設を設置する工事等の指導、監視等に関すること	B	段階的に休止をする。
		11	放流水の水質検査に関すること	B	段階的に休止をする。
		12	無届け放流等の監視及び指導に関すること	C	
		13	雨水浸透施設等設置の助成に関すること	B	段階的に休止をする。
		14	特定施設等の届出に関すること	B	段階的に休止をする。
		15	排水設備指定工事店の指定並びに指導及び監督に関すること	B	段階的に休止をする。
		16	排水設備工事責任技術者の登録及び指導に関すること	B	段階的に休止をする。
		17	東京都水道局との連携及び連絡調整に関すること	A	
		18	課内の庶務に関すること	B	
		1	下水道事業の企画及び調査に関すること	C	
		2	下水道事業の認可申請に関すること	B	段階的に休止をする。
		3	下水道の新設及び改良工事の設計並びに施工及び監督に関すること	B	段階的に休止をする。
		4	下水道自費工事の受付及び設計審査並びに検査に関すること	B	段階的に休止をする。
		5	下水道受託工事の受付並びに設計、施工及び監督に関すること	B	段階的に休止をする。
		6	下水道の維持管理に関すること	A	別紙のとおり。
7	下水道台帳に関すること	C			
8	下水道の維持補修、汚水樹の設置及び改造工事の設計並びに施工に関すること	A			
9	公私道に係る雨水樹の設置及び維持補修に関すること	B	段階的に休止をする。		

	10	下水道工事請負単価契約及び業務委託単価契約に基づく工事及び業務委託の検査に関すること	B	段階的に休止をする。



ごみの収集・資源物の回収

戸別収集	燃やすごみ	志賀	A
	燃やさないごみ	加藤	第3段階家庭内留め置き
	プラスチックごみ	加藤	第3段階家庭内留め置き
	粗大ごみ	志賀	A
	有害ごみ	武蔵野	第1段階家庭内留め置き
	びん	武蔵野	第1段階家庭内留め置き
	スプレー缶	武蔵野	第1段階家庭内留め置き
	ペットボトル	調布	第2段階家庭内留め置き
	空き缶	調布	第2段階家庭内留め置き
	金属	調布	第2段階家庭内留め置き
	古紙、布	志賀	第1段階家庭内留め置き
	枝木類	志賀	第1段階家庭内留め置き
	生ごみ乾燥物	直営	第1段階家庭内留め置き
	ふれあい収集	直営	A
	動物の死体	直営	A
拠点回収	食品トレイ	}	投入不可、拠点回収休止
	紙パック		
	難再生古紙		
	ペットボトル		
	PBキャップ		
	生ごみ乾燥物		
集団回収	くつ・かばん		
	休止		

市職員、収集委託業者、処理場ともに60%体制となった場合の問題

※燃やすごみの留め置きは不可

理由：衛生面（感染性廃棄物が含まれている可能性あり）

※ふれあい収集も同様

※動物の死体も同様

※粗大ごみのうち布団について、亡くなった方が敷いていた布団の可能性あり

※委託事業者間での応援体制の構築。

※家庭内留め置きごみの不法投棄への対応

ごみ・資源物の収集体制について

市職員が60%の体制になると想定した場合、委託事業者も同様な体制になることは、想定しなければならない。一方ですべての収集業務を継続することは、厳しいと想定し、比較的家庭内で一定期間保管できるものは、市民に協力をお願いしていく。従って、収集委託業者間での応援体制の構築とともに、段階的に収集業務の縮小を検討しなければならない。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、罹患者の増加とともに、業者だけでは、収集業務ができなくなった場合、市の職員も収集業務に携わるかは、検討が必要となる。一方で、罹患者の増加とともに、ごみの排出量は減少していくので、現状の収集体制の縮小も想定できる。

ごみ等の処理・処分について

すべての処理施設の運営体制にもよるが、原則処理処分をしていく前提である。ただし、最終処分場については、組合及び構成団体との協議が必要である。また、し尿の処理についても同様である。可燃ごみ処理については、新施設では、焼却処理ができれば発電をしているので、原則施設の稼働は、できると思われる。

その他

ごみ・資源物の収集・運搬・処理・処分は、継続していくように努めることとするが、一方で、燃料の調達・人員の確保などにより継続が徐々に困難になっていくことも想定し、取捨選択をしながら対応をしていくこととする。

新型コロナ BCP (案)

別紙

【下水道課】

2 東京都の水再生センターの運転

Q 水再生センターの職員、委託先の社員の半数ほどが感染した場合、水再生センターの運営はどうなるのか？ (R2. 2. 28PM2:00頃、東京都 流域下水道本部 計画課 電話問い合わせ。対応した逸見(へんみ)主任が内部で確認後、折り返し電話回答)

A 東京都下水道局では、新型インフルのBCPを作成しており、今回の新型コロナの場合も、新型インフルのBCPを準用する。

そのBCPでは、水再生センターで管理業務をしている都の職員や、運営委託をしている委託先のJVの社員が感染し、運転要員に不足が生じた場合は、次のように確保することになっている。

まず、水再生センターの都の職員に不足が生じた場合は、流域下水道本部の他部署の職員を水再生センターに派遣する。流域下水道本部の職員で足りない場合は下水道局の職員を派遣する。

委託先のJVの社員は不足する場合は、都(下水道局)とJVで協定を交わしており、JVの会社のほうで、不足社員の代替を確保することになっている。

再Q 爆発的な感染拡大で、ほとんど要員がいなくなった場合は、どうするのか？
水再生センターへの流入を止めるようなことはあるのか？

再A ケースバイケースになることであろうが、現時点においては、水再生センターへの流入を止めることは、BCPなどには定めていない。

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考
福祉保健部					
新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部に関すること ・新型コロナウイルス感染症発生状況の把握に関すること ・感染予防策等の広報に関すること ・医療機関及び関係機関等との連絡調整に関すること ・社会福祉施設の感染予防等に関すること ・高齢者、障がい者等要配慮者支援に関すること ・医療体制の確保に関すること ・国、都等との連絡調整等に関すること（保健医療部門） ・市民への予防接種の実施に関すること ・新型コロナウイルス感染症の発生時における他の部の応援に関すること 				
地域福 祉課	地域福 祉係	通常 業務	1 地域福祉計画に関すること	C	
			2 福祉のまちづくりの届出に関すること	B	
			3 社会福祉統計に関すること	C	
			4 地域福祉基金に関すること	B	
			5 旧軍人等の援護に関すること	B	
			6 民生委員及び児童委員に関すること	B	
			7 民生委員推せん会に関すること	B=C	

	8 日本赤十字社に関すること		B	
	9 社会福祉協議会その他福祉団体（心身障害者団体を除く。）に関すること		B	
	10 福祉サービス苦情調整委員に関すること		C	
	11 社会福祉法人の認可等に関すること		B	
	12 福祉会館に関すること		B	
	13 保護司に関すること		B	
	14 権利擁護センターとの連絡調整に関すること		B	
	15 中国残留邦人等の支援に関すること		B	
	16 部内の事務事業の調整に関すること		B	
	17 部課内の庶務に関すること		B	
生活福祉係	1 生活保護法による保護に関すること		A	
	2 生活保護世帯の法外援護に関すること		A	
	3 生活保護等の相談業務に関すること		A	
	4 医療券の交付等に関すること		A	
	5 生活保護費の経理に関すること		A	
	6 行旅病人及び行旅死亡人に関すること		A	
	7 生活困窮者自立支援法に係る事業に関すること		B	
自立生活支援課	1 障害者計画及び障害福祉計画に関すること		C	
	2 障害者（児）施設との連絡調整に関すること		B	
	3 障害者福祉団体に関すること		B	
	4 障害者（児）等に対する医療費等助成及び手当に関すること		A	
	5 自立支援医療給付（更生医療、育成医療）に関すること		A	
	6 障害者（児）の法定及び関連する施策に伴う会議等に関すること		B	

		7 児童発達支援センターで実施する事業の使用料に関すること	B
		8 課内の庶務に関すること	B
相談支援係	通常業務	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく援護に関すること	B
		1 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること	A
		2 自立支援医療給付（精神通院医療）に関すること	A
		3 障害支援区分判定審査会に関すること	B
介護福祉課	介護保険係	1 介護保険運営協議会に関すること	C
		2 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に関すること	C
		3 介護保険特別会計予算の編成及び執行管理に関すること	B
		4 高齢者福祉施設の整備に関すること	B
		5 地域密着型サービスの事業者指定等に関すること	A
		6 被保険者の資格管理に関すること	B
		7 介護保険料の賦課に関すること	B
		8 介護保険料の徴収に関すること	B
		9 介護保険の給付に関すること	B
		10 保健福祉事業に関すること	B
		11 課内の庶務に関すること	B
認定係	通常業務	1 要介護認定等に関すること	B
		2 介護認定審査会に関すること	B
包括支援係	通常業務	1 地域包括支援センターに関すること	B
		2 介護予防事業に関すること	C
		3 高齢者の権利擁護に関すること	B
		4 高齢者虐待防止に関すること	A

健康課	高齢福祉係	通常業務	5 地域支援事業に関すること	C
			6 ケアマネジメント支援に関すること	B
			7 介護サービス事業者連絡会に関すること	A
			8 老人福祉法に規定する措置（養護老人ホーム等）に関すること	A
			9 要援護高齢者等の相談に関すること	B
			10 高齢者地域福祉ネットワーク支援事業に関すること	B
			11 総合受付に関すること	B
			1 高齢者の生きがい対策の総合調整に関すること	C
			2 高齢者保健福祉週間行事に関すること	A
			3 シルバー人材センターに関すること	B
			4 老人クラブに関すること	C
			5 在宅生活支援事業に関すること	B
			6 高齢者特別生活援助事業に関すること	B
			7 ひとりぐらし高齢者等の見守り事業に関すること	B→A
			8 高齢者自立支援住宅改修給付事業に関すること	B
健康係	健康係	通常業務	1 感染症の予防に関すること	B→S
			2 結核予防に関すること	B
			3 予防接種に関すること	B
			4 母子保健に関すること	B
			5 歯科衛生に関すること	G
			6 栄養指導に関すること	G
			7 健康相談に関すること	G
			8 成人保健事業に関すること	G
			9 食育推進会議に関すること	G
			10 昭和病院組合に関すること	B

新型コロナウイルス・コロナとも基本の感染症予防が必須のため

			A	
11	保健にかかわる関係機関との連絡調整に関すること		A	診療・検査を行う施設でないため
12	保健センターの管理運営に関すること		A→B	
13	大気汚染健康被害者医療費助成申請書等の受理に関すること		B	
14	原子爆弾被爆者等の各種申請書の受理に関すること		B	
15	薬物乱用防止に関すること		C	
16	畜犬登録及び狂犬病の予防注射に関すること		C	
17	専用水道事務等に関すること		B	
18	課内の庶務に関すること		B	

課	係	分類	分類	所掌事務	区分	備考
課長	正規・非常勤	6割	0割		S: A: B: C:	新規 継続 縮小 休止
都市整備部 ①						
新たに発生する業務				<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関への注意喚起に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S	
都市計画課	都市計画係	①	④	1 補助工事の事務に関すること	B	C (分類0割の場合の区分。以下同じ)
				2 都市計画事業の決定、認可（市街地再開発、土地区画整理等及び下水道を除く。）及び土地利用計画に関すること	B	C
				3 都市計画審議会に関すること	C	
				4 国土利用計画法に基づく事務のうち、土地取引規制に関する事務を除く事務に関すること	B	
				5 都市計画に係る閲覧及び証明に関すること	B	
				6 東京都街路事業促進協議会に関すること	C	
				7 首都道路協議会に関すること	C	
				8 道路整備促進期成同盟会に関すること	C	
				9 中央線増連続立体化事業に関すること	C	
				10 側道及び横断道路等の整備及び整理に関すること	C	
				11 部内の事務事業の調整に関すること	B	C
				12 部課内の庶務に関すること	B	

まちづくり推進課 ①	まちづくり係 ⑥	通常業務 ③	①	1	用地の取得並びにこれに伴う補償及び契約に関すること	B	C
				2	土地の取得に伴う登記に関すること	B	C
				3	国土利用計画法に基づき事務のうち、土地取引の規制事務に関すること	B	
				4	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務に関すること	B	
				5	砂川用水路付替処理に関すること	C	
				6	小金井市土地開発公社に関すること	B	C
まちづくり係 ④	通常業務 ④	①	1	市街地開発等の調査に関すること	C		
			2	市街地開発等の基本計画に関すること	B	C	
			3	市街地開発等の相談及び指導に関すること	B		
			4	市街地開発等に係る関係機関との協議に関すること	B	C	
			5	武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の調査に関すること	C		
			6	武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の計画及び整備に関すること	B	C	
			7	武蔵小金井駅南口市街地再開発事業に関連する市街地開発事業等に関すること	B	C	
			8	まちづくり条例に基づきまちづくりの推進に関すること	B	C	
			9	都市美に関すること	C		
			10	交通バリアフリーに関すること	C		
			11	開発行為に関すること	B		
			12	宅地開発等指導要綱に関すること	B		
			13	課内の庶務に関すること	B		
住宅係 ④	通常業務 ②	②	1	住宅行政に関する施策の総合的な計画及び調整に関すること	C		
			2	住宅マスタープランの推進に関すること	C		
			3	住宅情報の収集及び提供並びに住宅相談及び居住支援に関すること	C		



道路管理課	道路管理係	通常業務	内容	評価	備考
①	⑩	⑥	②		
			4 住宅ストックの活用促進に関すること	C	
			5 市営住宅に関すること	B	休日対応と同じフロー
			6 都営住宅に関すること	C	
			7 住宅増改築資金の融資に関すること	B	C
			8 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること	C	
			9 高齢者住宅に関すること	B	休日対応と同じフロー
			10 サービス付き高齢者向け住宅に関すること	B	C
			11 分譲マンションに関すること	C	
			12 住宅の耐震診断及び改修に関すること	C	
			13 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関すること	C	
			14 耐震改修促進計画の推進に関すること	C	
			1 道路、水路及び附属物の管理に関すること	B	C
			2 電線地中線化に係る路線指定に関すること	B	C
		②	3 車両制限及び特殊車両の運行許可に関すること	B	
			4 道路の占用許可に関すること	A	B
			5 道路の掘さくの許可に関すること	B	
			6 道路工事等の調整に関すること	C	
			7 屋外広告物に関すること	B	C
			8 里道及び水路に関すること	A	C
			9 道路、水路及び附属物の維持補修工事単価契約並びに業務委託単価契約に基づく工事及び業務委託の検査に関すること	B	C
			10 単価契約に基づく道路、水路及び附属物の設計並びに工事施工監督に関すること	B	C

道路測量係	⑧	通常業務		11	道路、水路及び附属物の維持補修、改修工事のうち、係が行うものの設計及び施工にすること	B	C		
				12	遊歩道等の樹木等の維持保全にすること	B	C		
				13	私道補修工事の施工にすること	B	C		
				14	市施設及び附属物の補修のうち、緊急を要する土木工事に関すること	A			
				15	所管する車両の安全運転管理及び事故に伴う報告に関すること	C			
				16	所管する車両及び機械器具の管理にすること	C			
				17	課内の庶務にすること	B			
				1	道路の認定、変更及び廃止に関すること	C			
				2	道路台帳にすること	B	C		
		④	①	3	道路に係る閲覧及び証明にすること	A	B		
				4	公有地境界確定及び立会いに関すること	B	C		
				5	寄附及び道路使用承諾等の権原取得に関すること	C			
				6	土地境界図抄本交付にすること	A	B		
				7	土地境界図閲覧にすること	A	B		
				8	確定図の整理保管にすること	B	C		
				9	廃滅水路に関すること	B	C		
				10	地籍事業に関すること	B	C		
				11	測量、調査等に係る業務委託単価契約に基づき業務委託の検査に関すること	B	C		
				1	私道補修の申請及び決定に関すること	B	C		
				2	都市計画事業（下水道、都市計画公園、土地区画整理等を除く。）の設	B	C		
工事係	④	②	①	3	道路、水路及び附属物の設計及び工事施工監督にすること	B	C		



				私道補修の設計及び工事施工監督に関すること	B	C
				工事台帳に関すること	C	C
				道路、水路及び附属物の業務委託に関すること	B	C
				建設事業（建築、上下水道、土地区画整理等を除く）の計画に関すること	B	C
				1 市有建築物及び附属施設の設計及び工事施工監督に関すること	B	C
				2 市有建築物及び附属施設の修繕に関すること	B	C
				3 市有建築物の定期報告に関すること	B	C
				4 課内の庶務に関すること	B	
				1 交通安全対策に関すること	B	
				2 交通安全思想の普及及び啓発に関すること（交通安全協会に対する補助金事業を含む）	B⇒C	
				3 街路灯及び反射鏡に関すること	B	休日対応と同じフロー
				4 公共交通機関に関すること	B	
				5 東京都市交通災害共済に関すること	B	C
				6 自転車対策に関すること	B	C
				7 放置自転車に関すること	B	C
				8 駐車場及び駐車対策に関すること	B⇒C	C
				9 課内の庶務に関すること	B	
				1 東小金井駅北口土地区画整理事業の計画及び施行に関すること	B	C（区域内安全確認は道路管理課に）
				2 東小金井駅北口土地区画整理審議会及び評価員に関すること	C	
				3 東小金井駅北口土地区画整理事業に関連する市街地開発事業等に関すること	B⇒C	C
建築営繕課 ①	建築営繕係 ⑥	通常業務 ③	①			
交通対策課 ①	交通対策係 ⑥	通常業務 ③	①			
区画整理課 ①	区画整理係 ⑤	通常業務 ③	①			

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	所掌事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考	必要 人数 (人) A B
学校教育部 (出勤率60%)						
新たに発生する業務 庶務課 1人	3人 5人 (非: 2人)		・教育施設の感染予防等に関すること	S		
			・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること			
			1 教育委員会の会議、秘書及び交際に関すること	B		1
			2 儀式及び表彰に関すること	C		
			3 教育行政施策の総合計画、各種調査研究及び調整に関すること	C		
			4 教育行政に関する相談(就学相談及び教育相談を除く。)に関すること	C		
			5 例規等の制定、改廃に関すること	C		
			6 公告式に関すること	B		1
			7 公印に関すること	B		1
			8 職員(教職員は除く。)の任免、分限、懲戒、服務、給与、福利厚生	B		1
			9 臨時職員の雇用に関すること	B		1
			10 非常勤職員の人事に関すること	B		1
			11 訴訟、和解、異議申立て、請願及び陳情に関すること	B		1
			12 奨学資金に関すること	B		1
			13 文書の收受発送、回議、審査に関すること	B		1
14 請負、物品購入その他の契約に関すること	A		令和元年度より管財課へ			
15 備品台帳(学校備品を除く。)の整備に関すること	C					

学務課 1人	施設係 4人	16	学校の施設管理業務の総合調整に関すること	B		1	
		17	他の機関（市長部局等）との連絡、協議に関すること	B		1	
		18	特命事項の調査研究に関すること	C			
		19	校長会議に関すること	B		1	
		20	部内の事務事業の調整に関すること	B		1	
		21	部課内の庶務に関すること	B		1	
	学務係 5人 (非: 2人) (臨: 2人)	施設係 3人	1	教育施設設備の総括管理に関すること	B		1
			2	教育施設設備の取得、引継ぎ及び処分に関すること	B		1
			3	教育施設の補助事業の計画及び申請に関すること	B		1
			4	学校の設置及び廃止に関すること	A		1
			5	教育施設設備の維持修繕に関すること	A		1
			6	施設台帳に関すること	B		1
	学務係 5人 (非: 2人) (臨: 2人)	学務係 3人	1	学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること	A		1
			2	児童、生徒の入学、転学及び退学に関すること	A		1
			3	学級編制に関すること	A		1
			4	通学区域の計画、設定及び変更に関すること	C		
			5	通学路等児童、生徒の安全確保に関すること	C		
			6	児童、生徒の扶助に関すること	B		1
			7	児童、生徒の福利厚生に関すること	B		1
			8	私立専修・各種学校に関すること	B		1
			9	児童、生徒の統計調査に関すること	C		
学務係 5人 (非: 2人) (臨: 2人)	学務係 3人	10	学校予算の調整及び配分に関すること	B		1	
		11	学校の教材教具の整備計画及び管理に関すること	B		1	
		12	学校備品の整備計画、管理及び処分に関すること	B		1	
		13	教育助成金に関すること	B		1	
		14	学校施設設備の目的外使用に関すること	B		1	
15	教科書の無償給付に関すること	B		1			

指導室 2人 (統括 指導主 事：1 人)	学校給 食係 3人	1	児童、生徒の保健衛生に関すること	B	1
		2	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること	B	1
		3	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること	A	1
		4	学校保健関係機関との連絡に関すること	B	1
		5	学校給食設備の整備に関すること	B	1
		6	学校給食関係職員の研修及び連絡調整に関すること	B	1
		7	学校給食関係の調査、統計に関すること(給食に関する届出、庶務を 含む)	B	1
		8	課内の庶務に関すること	B	1
		1	学校の教育課程、学習指導、生活指導及び進路指導に関すること	B	1
		2	学校経営の指導に関すること	B⇒A	1
		3	教職員の研修及び研究奨励に関すること	C	
4	教育相談に関すること	B⇒A	1		
5	特別支援教育に関すること	B	1		
6	児童、生徒の安全教育に関すること	C			
7	教科書の採択事務及びその他教材教具の取扱いに関すること	C			
8	連合行事に関すること	C			
9	教育実習に関すること	B	1		
10	公立学校運営連絡会に関すること	B⇒C	1⇒0		
11	室内の庶務に関すること	B	1		
教職員 係 3人	1	教職員の人事、給与及び服務に関すること	A	1	
	2	教職員の履歴事項整理に関すること	A⇒B	1	
	3	教員の免許及び検定等の事務に関すること	A⇒B	1	
	4	教職員の職員団体に関すること	B	1	
	5	教職員の福利厚生に関すること	B	1	
	6	公立学校共済組合及び東京都教職員互助組合に関すること	B	1	
	7	教職員の公務災害補償に関すること	A	1	

コミュニティ文化課が所管する施設の臨時休館について

- 2月26日 内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、延期または規模を縮小するよう要請があった。
都総務局は、今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、感染拡大防止に向けて集中的取組を示す。
- 2月27日 内閣総理大臣は、全国全ての小中高、特別支援学校に3月2日から春休みまで臨時休校を要請
- 2月28日 市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）
国及び都の動向を踏まえ、改めて市及び関係団体が実施するイベント、行事及び会議の中止・延期等の基準について示した。
考慮する基準として、不特定多数の人が集まるもの、イベント等の会場が閉鎖空間であり、参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触する等の状況が想定されるもの、飲食の提供があるもの等に該当する場合は、原則中止又は延期することとし、関係団体に基準に準じた対応を要請した。

現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられることから、市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市の所管する施設もこの基準に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、不特定の方が来場する「小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）」を一定の期間、臨時休館することとする。また下記集会施設等においても一定の期間、使用の自粛を要請することとする。なお、期間については、東京都の緊急対策期間と合わせ、3月15日までとする。

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	3月6日～3月16日	2・3火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月6日～3月15日	2・4火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月6日～3月15日	2・4木曜
前原暫定集会施設	3月6日～3月15日	2・4月曜
婦人会館	3月6日～3月15日	2・4月曜
上之原会館	3月6日～3月15日	2・4月曜
前原町西之台会館	3月6日～3月15日	2・4水曜

桜町上水会館	3月6日～3月15日	2・4水曜
北町集会場	3月6日～3月15日	水曜
中之久保	3月6日～3月15日	月曜
丸山台	3月6日～3月15日	月曜
三楽集会所	3月6日～3月15日	水曜
友愛会館	3月6日～3月15日	月曜
桜並集会所	3月6日～3月15日	月曜
北五集会所	3月6日～3月15日	月曜
天神前集会所	3月6日～3月15日	水曜
東町集会所（東センター内）	3月6日～3月15日	1・3火曜

※休館中は新規利用の申し込みについても受け付けておりません。